

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 7 日現在

機関番号：32682

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24652151

研究課題名(和文) 冷戦期オーストリアにおける人民裁判と戦犯訴追 国家反逆罪と国民問題

研究課題名(英文) The Cold War Politics of the Austrian People's Courts: High Treason and the Historical Process of Building an Austrian Nation

研究代表者

水野 博子 (Mizuno, Hiroko)

明治大学・文学部・准教授

研究者番号：20335392

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、戦後オーストリアの人民裁判におけるナチ・戦犯訴追の実態について、国家反逆罪に焦点を当てて検討した。その結果、1) 戦犯訴追の一環として設けられた国家反逆罪は、帝政期以来の国民問題と深く関連したものであったこと、2) 内発的な冷戦対立が進み、国内の政治的布置が変容するにつれ、戦犯の免罪が可能となったこと、3) これらの政策は、オーストリア国民の再形成過程の一部として理解できること、を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research project attempted to contribute to a better understanding of the historical process of the Austrian "coming to terms with" the Nazi-past, focusing on how Austrian political elites dealt with the "national traitors" in the People's Courts. It revealed the three following facts: 1) the problem of the "national traitors" is deeply associated with the national question concerning relations with Germany, and 2) as the internal cold war developed and transformed the domestic political constellation, the problem of war and Nazi responsibility was successfully avoided, and 3) these policies can be understood as part of the reconstruction process of an Austrian nation.

研究分野：オーストリア現代史

キーワード：オーストリア史 現代史 冷戦 戦争犯罪者裁判 国家反逆罪 国民

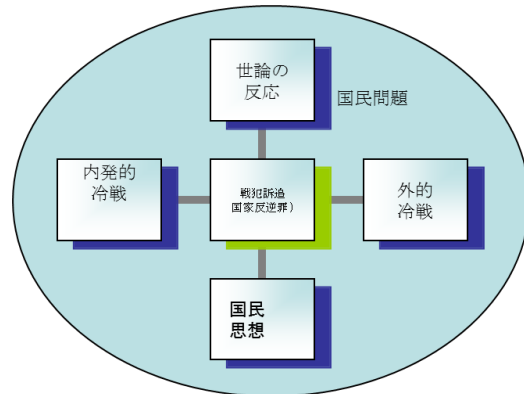
1. 研究開始当初の背景

本研究課題の背景には、日本国内でオーストリアの戦犯問題に取り組んだ研究はまだまだなく、国外の研究もその多くが、「ヨーロッパ民主主義」という価値の構築と連動した政治領域（過去の克服）に留まっており、そのため、研究の主眼がホロコースト犯罪（ユダヤ人虐殺等）とその責任者追及の実態調査に置かれてきたという問題関心があった。こうした研究状況においては、「国家反逆罪」が検討の対象となることはほとんどなかったのである。そこで、本研究は、オーストリア人民裁判（1945-1955）による戦犯訴追の意義を、主として「国家反逆罪」という新たな視角から検討することをねらいとした。それにより、「国家反逆罪」の訴追の諸相を、「国民問題」と冷戦対立による政治的布置の再編過程と関連付けて考察することを目指したものであった。これらの実証研究を通じて、ナチ・戦犯訴追を推進したと評価され、今日のヨーロッパ民主主義の価値構築にも大きな影響を与えたドイツ及びその延長線上にあるヨーロッパ規模の戦犯訴追研究に一石を投じるとともに、将来的には「過去の克服」論に代わる新たな知見の獲得につなげることを目標としていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、戦後オーストリアにおける戦犯裁判＝人民裁判の訴追実態に着目し、オーストリアがナチ・戦争の過去とどのように向き合ったかを、戦後西ドイツに形成された「過去の克服」という政治的価値規範とは異なる視角から、根本的に再検討することにあつた。その際、戦犯訴追の一環として設けられた「国家反逆罪」の訴追を取りあげ、帝政期以来の国民問題（ドイツ人か、オーストリア人かという問題）と深く関連する国家反逆罪の訴追のありようを精査することで、戦後の国家再建過程において、オーストリアがいかにしてナチ・戦争の過去の問題と国民問題の両方を解決し、新たなオーストリア国民の形成に努めたかを明らかにすることを目指した。また、この過程で国内の政治勢力の關係に顕在化する内発的な冷戦が、「国家反逆罪」の訴追とオーストリア国民の射程の変容に与えた影響についても調査し、「国家反逆罪」という犯罪規定が反共主義的な論理に回収される様相を実証的に解明することをねらいとしていた（図1〈問題意識の概念図〉を参照）。

図1 〈問題意識の概念図〉



3. 研究の方法

上記の課題に取り組むため、以下のような方法で研究を進めた。

(1) 人民裁判制度の確立に至る歴史的背景、人民裁判の訴追状況とオーストリア国民の問題の関連性、オーストリア国民論の思想的系譜と各政治勢力の布置について、とくに国家反逆罪の成立過程とその意味付けをめぐる史の変容の観点から明らかにするため、主にオーストリアの国立図書館等で史料収集を行う。

(2) 19世紀以降、20世紀に至るまでオーストリア国民の形成を規定する理論の整理を行う。

(3) 研究成果に対して国内外からの評価を受けるために隣接領域の研究者との意見交換を定期的に行うとともに、日本語及び英語での口頭発表や論文執筆を試みる。

4. 研究成果

(1) 平成24年度は、第1に、オーストリア国民論の思想的特徴について調査を進めた。なかでも、ドイツ人か、オーストリア人かという帝政期以来の国民問題について、政治的实践と理論的系譜の双方から整理し、帝政末期から戦間期に至るまでの主たる政治勢力にみられる（ドイツ）国民思想の特徴および内発的冷戦の契機を調査した。

第2に、上記のような政治的潮流との連関性において、オーストリア人民裁判における国家反逆罪の位置づけを確認した。その際、オーストリアの戦犯訴追全体において国家反逆罪がどのような意味を持ったかという問題に着目し、戦犯訴追規定の制定及びその政策決定過程にみられる政治的議論と、それに対する世論の反応に着目して検討した。

(2)平成 25 年度は、引き続きオーストリア国民論の歴史的特徴について検討を行うとともに、戦間期から第二次世界大戦後にかけて大きな問題系となっていたオーストリア国民の創出という課題の解決方法を明らかにすることを試みた。そのため、1940 年代から 50 年代にかけて行われた戦犯訴追の政策実践が変容する論理とその帰結を同時代史料に基づき分析した。

また、5 月には来日中であったヘルムート・コンラート教授(グラーツ大学元学長)を特別講演会に招へいし、オーストリアの最新の研究状況に関する講演をしていただき、知見を深めるとともに、これまでの研究成果と今後の研究の方向性に関する意見交換を行い、プロジェクトの進捗状況に関する中間評価を得た。

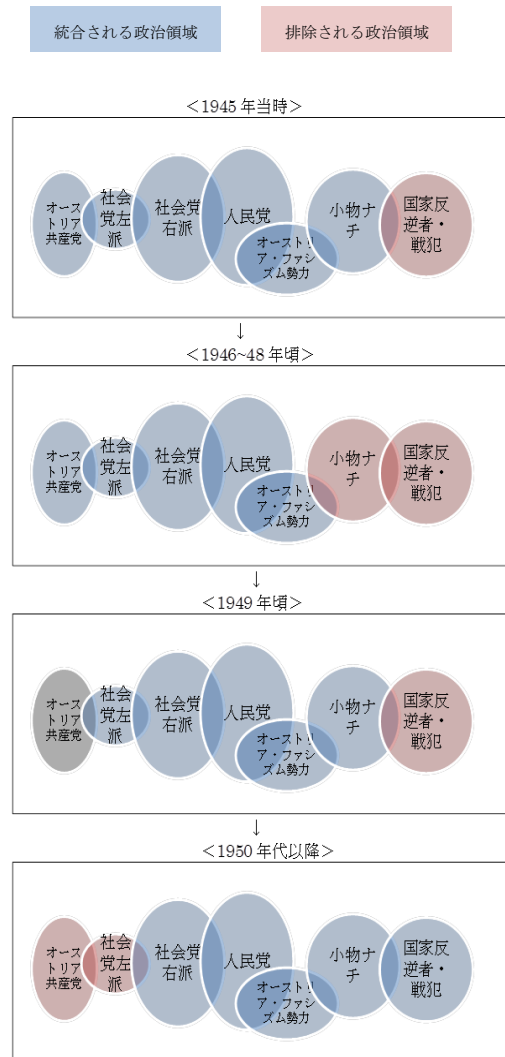
(3)平成 26 年度も、前年度までの調査結果を踏まえて、第 1 にウィーンの中央政府の政策展開及び同時代の新聞メディアにおける反応を調査し、冷戦が発生する内的要因と絡めながら国民統合の論理とメカニズムを検討した。ここでは、国内政治勢力の配置の再編過程で生じた冷戦が、戦犯訴追の形骸化を促進したうえ、親ナチ/大ドイツ主義的な政治勢力の社会統合及び、それと同時並行的に進められた非妥協的で異なる政治思想を追求した左翼勢力の排除が正当化される論理のイデオロギー的基盤を考察した(図 2 オーストリア国民の政治的領域の変遷を参照)。

また、3 年間の作業を整理し、前年度までの調査結果を総合した。その結果得られた知見を要約すると、おおむね次のとおりである。

- ①当初は戦犯・元ナチの訴追のために設立された人民裁判が、これらの人びとの免罪を勧める機関に変容するとともに、そうした免罪のプロセスが西欧型のオーストリア国民の統合を支える論理を補完・構築する役割を果たした。
- ②人民裁判において大量虐殺(ユダヤ系の人びとやロマの迫害を含む)をめぐる訴追が不十分だった歴史的理由の一つは、西欧型国民統合の論理それ自体に、戦犯・元ナチの免罪のイデオロギーが内在していた点にある。
- ③「過去の克服」論は、ヨーロッパ民主主義を前提とした冷戦期のイデオロギーの産物であるとともに、西独が西欧に統合される過程で自己内面化した(オーストリアもこれに追随)西欧中心主義的な価値規範であり、冷戦期にみられた国民統合の論理の一面を説明する政治概念ではあっても、民主主義の問題を普遍的・発展的に考察するための歴史概念ではない。したがってこれに代わる新たな

方法論の構築が必要となる。

図 2 <オーストリア国民の政治的領域の変遷>



以上のような研究結果に基づいて英語及び日本語による論文を発表するとともに、シンポジウムやワークショップにおいて報告した。また、幅広い国民層への成果を発信するため、一般向けの図書の編集執筆も携わり、2 冊の入門書として成果をまとめた(うち 1 冊は 2015 年 6 月刊行予定)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ①水野博子「消防団の戦争—第一次世界大戦期オーストリアの経験と遺産—」『駿台史学』(第 154 号、2015 年 3 月)、113-145 頁(査読有)。

②水野博子「戦後オーストリアにおける戦犯追及のゆくえ—国家反逆罪と人民裁判—」『歴史学研究』896号(2012年9月号)、1-21, 52(査読有)。

③水野博子「戦後初期オーストリアにおける戦犯追及—占領軍当局による訴追を中心に—」『言語文化共同研究プロジェクト 2011』(大阪大学言語文化研究科、2012年)、23-36(査読無)。

[学会発表] (計3件)

①水野博子「オーストリアの少数者たち—ブルゲンラント・ロマを例に」、神戸大学文学部ドイツ文学専修主催特別ワークショップ、2015年3月27日、神戸大学六甲台第2キャンパス内神戸大学大学院人文学研究科学生ホール(神戸市灘区六甲台町)。

②水野博子「オーストリア有志消防団の活動にみる第一次世界大戦の経験」(2014年度駿台史学会大会シンポジウム報告)、明治大学(駿河台キャンパス(東京都千代田区)、2014年12月6日開催)。

[図書] (計5件)

①小澤卓也・田中聡・水野博子編『教養のための現代史入門』(ミネルヴァ書房、2015年)刊行予定、総ページ数約416。

②Hiroko Mizuno, "Creating a Victimized Nation: The Politics of the Austrian People's Courts and High Treason", Jie-Hyun Lim, Barbara Walker and Peter Lambert (eds.), *Mass Dictatorship and Memory as Ever Present Past*, Palgrave Macmillan, 2014, 総ページ数 272 (pp. 62-83)。

③大津留厚、水野博子、河野淳、岩崎周一編『ハプスブルク史研究入門—歴史のラビリンスへの招待—』昭和堂、2013年、総ページ数 336 ページ。

④Hiroko Mizuno, "Japan's Way Out of the Crisis of the 1930s as a Strategy for Overcoming Modernity", Helmut Konrad and Wolfgang Maderthaner (eds.), *Routes into the Abyss. Coping with Crises in the 1930s*, Berghahn Books, 2013, 総ページ数 230 (pp. 167-182)。

⑤Hiroko Mizuno, "Between Liberalism and National Socialism: The Historical Role of Voluntary Firemen Associations in Austria as a Public Sphere", Michael Kim, Michael Schoenhals and Yong-Woo Kim (eds.), *Mass*

Dictatorship and Modernity, Palgrave Macmillan, 2013, 総ページ 328 (143-158)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

水野 博子 (MIZUNO, HIROKO)

明治大学・文学部・准教授

研究者番号：20335392